

弁護士会照会制度

活用のポイント

調査室

LIBRA 連載にあたって

弁護士会照会制度は、弁護士法が定める証拠収集手段の1つであり、弁護士が受任事件について訴訟資料を収集し、事実を調査する等その職務活動を円滑に遂行するための制度です（弁護士法第23条の2）。

照会先には、照会の趣旨に応じた報告をなす義務があると解されていますが（大阪高判昭和51年12月21日ほか）、照会に応じた場合に照会対象者から訴えられるのではないかという漠然とした不安、弁護士会照会制度に対する理解不足、個人情報保護法に対する誤解等から、個人の名誉やプライバシー及び守秘義務等を理由に、照会先が回答を拒否するケースもみられます。日弁連や東京三会では、拒否回答の多い照会

先との間で協議会を開催する等、拒否回答を少なくするための努力を重ねていますが、これとは別に、個々の照会申出弁護士において、照会先に対し、照会の必要性・相当性を判断するための十分な材料を提示し、スムーズな回答を促すための努力をすることが重要といえます。さらに、照会申出書及び照会事項書の記載内容如何等によっては、照会先等とトラブルが生じるおそれがあり、その点においても照会申出弁護士において十分配慮することが必要です。

そこで、日頃の審査の過程で気付いた点を中心に、弁護士会照会制度をよりよく活用していただくためのポイントを連載することになりました。

（東京弁護士会調査室）

第1回

弁護士会照会における一般的な留意点

1 照会申出書の書式について

東京弁護士会調査室編の『弁護士会照会制度（第3版）』や東京弁護士会のホームページ（会員専用ページ→弁護士会関連情報→弁護士会照会）に掲載してあるものを利用して作成してください。なお、会員専用ページに入るには、ログインIDとパスワードが必要です。

また、弁護士法人の照会申出においては、根拠条文（弁護士法第30条の21で準用）及び書式が異なりますので、ご注意ください。

2 照会申出書及び照会事項書の表現・記載内容について

(1) 照会申出書には、弁護士会として照会をなすだけの必要性・相当性が確認できる程度に、受任事件との関連で照会を求める理由を説得的に記載してください。照会先に知られたくないという事情については、「差支え」としていただければ、照会申出書

は照会先に送付せず、照会事項書だけを送付するという手続をとることができます。

照会を求めるに際して必要がなく、それが依頼者または相手方の名誉、プライバシーを害するおそれのある場合には、照会申出弁護士において法的責任が生じるおそれがあります。

照会の理由が不明な場合、不必要な情報が記載されている場合には、審査の段階で訂正をお願いしております。

(2) 照会先に回答義務が課せられるとしても、照会先にとって、弁護士会照会は突然舞い込んだ予定外の仕事であるということにも十分配慮することが必要です。照会事項書の記載にときには高圧的あるいは命令的な表現のあることも散見されますので、表現には十分配慮をいただくことをお願いするとともに、仮にそのような表現があると考えられる場合には、訂正をお願いする場合がありますことをご了承ください。

(3) なお、照会申出書は、弁護士会に対し、照会先に照会をなすことを申し出る書面ですので、名宛人は当会会長です。「ご多忙中かと存じますが、ご回答をいただきたくよろしくお願いいたします。」というような文言は、照会申出書添付の照会事項書欄に記載するのが適切かと思われます。

3 照会事項書を記載する上での留意点

(1) 照会事項書の受任事件、照会を求める理由は、照会申出書で「差し支えない」とした場合には改めて記載する必要はありません。

また、弁護士会照会制度で求めることができるのは、原則的には事実の有無であり、意見や判断を求めることや、鑑定にわたるような照会は認められないとされています（照会申出審査基準細則第5条第3項）。ただし、照会先において容易に判断可能な法律解釈や医学的意見等に関する照会は、この限りではないとされています。

(2) 照会先は必ずしも法律の専門家ではないため、照会先が照会の趣旨を理解し、かつ短時間で回答書を作成しやすいように、回答者の立場に立って照会事項を起案していただくことが必要です。

また、照会先が照会事項と同種の情報をデータとして大量に保管している場合には照会先が検索をしやすいうように必要に応じて特定のための情報（本籍、住所、氏名等のふりがな、生年月日等）を記載するようにしてください。

(3) 受任事件とは無関係な情報の開示につながる無限定、網羅的な照会事項が見られる場合もありますが、できる限り照会事項は特定してください。

特定が困難な場合には、その理由、代替手段の有無、回答により得られる利益と失われる利益の比較等について十分記載してください。

4 その他

(1) 照会先との事前交渉

照会先からの回答が得にくいことが予想される場合には、できるだけ事前に照会先に根回しし、事件処理のため照会が是非とも必要である旨を説得して粘り強く交渉することが重要です。

また、事前に照会先と交渉し、回答をする旨の内諾を得ている場合には審査の参考にさせていただきますので、その旨を照会申出書に付記するか、受付の際、会員課窓口で付言してください。

(2) 回答書の目的外使用の禁止

照会先からの回答内容は、個人のプライバシーにかかわる情報、照会先の守秘義務の対象となる情報を含んでいることが多く、照会先からの回答書の取り扱いには十分注意し、決して照会申出の目的以外には流用しないようにしてください（照会手続申出規則第9条）。回答書のコピーを依頼者に渡すか否かも、この点を十分に慎重に検討した上で判断してください。

回答書の目的外使用があれば、以後、当該照会先からの回答を得られなくなる可能性のみならず、弁護士会照会制度ひいては弁護士会自体の信用をも失墜するおそれがあります。場合によっては照会申出弁護士が懲戒処分の対象となり得ることを十分ご留意ください。

(3) 国選事件及び法律扶助事件に関する照会手続申出手数料の免除について

2011年4月から、当会では国選事件及び法律扶助事件に関する照会手続申出手数料7350円（税込）を免除することになりました。かかる照会手続の申出の際には、通常の申出書類と併せて所定の手数料免除申請書、疎明資料及び760円分の郵券（簡易書留往復分）の提出をお願いいたします。